

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

奈半利町地球温暖化対策実行計画

2024年度～2028年度

(令和6年度～令和10年度)

2023年3月

高知県奈半利町

目 次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1. 基準年度(2022年度)の二酸化炭素排出量	3
2. 要因別の排出状況	4
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 電気使用量等の削減	5
2. 公用車燃料使用量の削減	5
3. 施設整備の改善等	5
4. 物品購入等	5
5. その他の取組	6
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	6
2. 点検体制	6
3. 進捗状況の公表	7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものである。奈半利町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2022年度とし、計画期間を2024年度～2028年度までの5年間とする。

目標年度については、2028年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、対象施設は、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
奈半利町役場庁舎	奈半利町立奈半利中学校
奈半利駅	認定こども園なはり
奈半利町町民会館	米ヶ岡生活体験学校
奈半利町活性化センター	奈半利・田野クリーンセンター
奈半利町福祉センター	奈半利町立学校給食センター
ランカガ岡墓地	みんなのおうち
奈半利町保健センター	奈半利町防災センター
奈半利町立奈半利小学校	農業拠点施設
(旧) 奈半利町立加領郷小学校	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

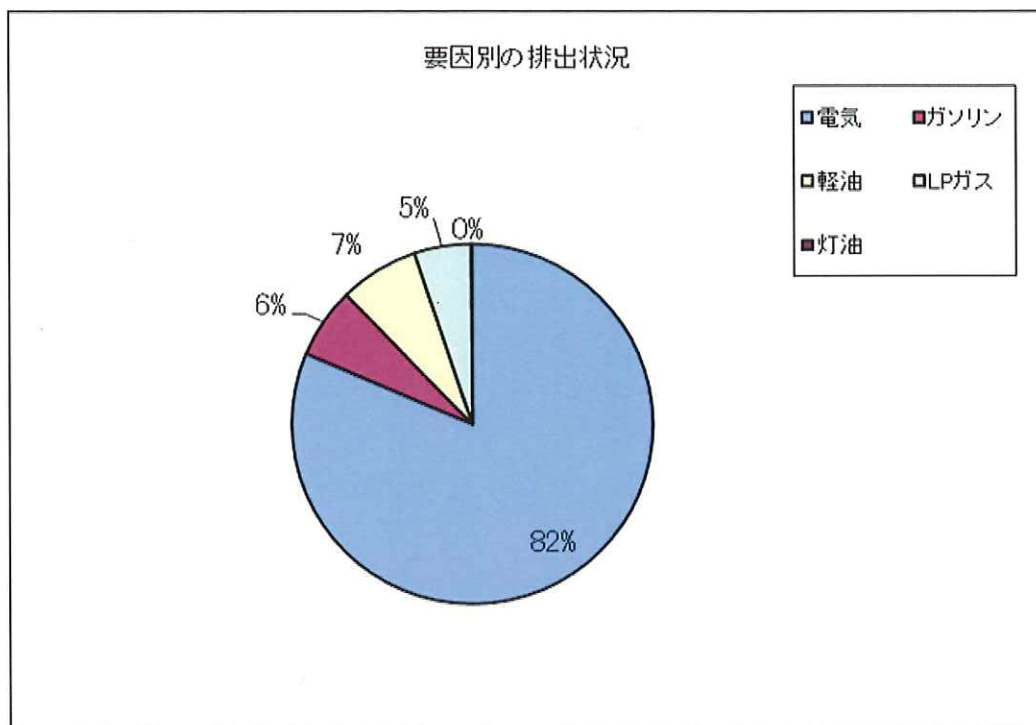
1. 基準年度（2022年度）の二酸化炭素排出量

奈半利町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、312,506kg-CO₂である。

項目	(単位)	①使用量	②排出係数	排出量 (kg)	割合	
				①×②	(%)	
燃 料 使 用 量	ガソリン	ℓ	8,557	2.320	19,852	6.35
	灯油	ℓ	112	2.490	279	0.09
	軽油	ℓ	8,642	2.580	22,296	7.13
	A重油	ℓ	0	2.710	0	0.00
	L Pガス	m ³	2,621	5.970	15,647	5.01
電気使用量		kWh	570,475	0.446	254,432	81.42
計					312,506	100

2. 要因別の排出状況

基準年度である2022年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の81.42%を占め、次いで軽油の使用が7.13%、ガソリンの使用が6.35%で全体の94.90%を占めている。



3. 削減目標

2022年度を基準年として、計画期間の最終年度である2028年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

項目		(単位)	基準年度排出量 (kg) 2022年度	削減率 (%)	目標年度排出量 (Kg) 2028年度
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	19,852	5%	18,859
	灯油	ℓ	279	5%	265
	軽油	ℓ	22,296	5%	21,181
	A重油	ℓ	0	5%	0
	LPガス	m ³	15,647	5%	14,865
電気使用量		kwh	254,432	5%	241,710
計			312,506		296,881

第3章 具体的な取組

1. 電気使用量等の削減

- ① 効果的・計画的な事務処理に努め、照明の点灯時間の削減に努める。
- ② 長時間席を離れる時は、パソコンやモニターの電源を切る。また昼休みも必ずパソコンの電源及びコピー機等の電気機器の電源を切る。ただし、支障がある機器は除く。
- ③ 会議室・トイレ・湯沸し室などの照明、庁舎内等の冷暖房機器は、使用后必ず電源を切る。
- ④ 冷暖房は適切な温度に設定し、冷房時は室温28度、暖房時は室温22度を目安として温度管理を行う。
- ⑤ 退庁時に身の回りの電気機器の電源が切られていることを確認する。

2. 公用車燃料使用量の削減

- ① 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ② 急発進、急加速を控え経済運行速度を励行する。
- ③ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

3. 施設整備の改善等

- ① 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ② 高効率照明への買い換えを順次行う。
- ③ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー、電気自動車の導入に努める。

4. 物品購入等

- ① 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ② 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ③ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先的に購入する。

5. その他の取組

①ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

②用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

③水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

④環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・一斉清掃など、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

各課等に推進担当者を1名以上置き、各施設等における本計画の取組を推進するとともに、事務局と協力して総合的な推進を図っていく。

①推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進する。

②施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員であり、本計画の取組を推進する。

③事務局

本計画の事務局を住民福祉課内に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌等により公表する。